

「太田都市ガス生活まわり駆けつけサービス（水まわり・鍵・ガラス）」利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、太田都市ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する『太田都市ガス生活まわり駆けつけサービス（水まわり・鍵・ガラス）』（以下「本サービス」といいます。）の健全な運営を図るために定めるものです。

第1条（目的）

本サービスは、当社のガスおよび電気をご利用のお客さま（会員資格については、第3条に定める）に、「安心」で快適な生活に役立つ駆けつけサービスを無償で提供することを目的とします。

第2条（内容）

1. 当社は、第3条に定める会員に対し、本サービスを提供します。本サービスの詳細の内容については、第5条に定める情報の通知方法により、会員に告知をするものとします
2. 当社は、本サービスの提供を株式会社プレステージ・インターナショナル（以下、運営会社）に委託します。
3. 当社は、第3条に定める会員に対し、有益と判断したサービスを当社または運営会社、運営会社が斡旋した第三者が提供できるものとします。

第3条（会員資格および対象物件）

1. 本サービスを享受することができる方（以下「会員」といいます。）は、以下の条件を全て満たす方とします。
 - (1) 当社とのガスの契約が、一般ガス供給約款または家庭用選択約款、簡易ガス供給契約であること。
 - (2) 当社との電気の契約が、「ずっとも電気1」または「ずっとも電気2」であり、ガス・電気セット割を適用していること。
 - (3) 当社からのガスおよび電気の供給を受けていること。
2. 本サービスの対象物件は、会員が居住する個人の住宅とします。事務所、飲食店等の店舗、学校、病院等の業務用の建物は除きます。
3. 会員は、会員たる地位、資格を第三者に譲渡、貸与、担保提供等することはできません。
4. 本サービスの利用に関しては、会員および会員の同居人が本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）となることとすることができます。

第4条（利用期間および利用料金）

1. 会員は、毎月15日時点で会員資格を有しており、第3条第2項の住宅を対象物件とし、かつ当社からのガスおよび電気を供給している住宅を対象物件として、翌月の1ヶ月間、サービスをご利用いただけるものとします。
2. 利用料金は、無料とします。サービス内容の変更等については、ホームページ等で別途お知らせいたします。自動的に有償契約に移行することはありません。
3. 会員は、本契約の有効期間中、会員資格を有するものとし、本契約が終了した場合には、理由の如何を問わず会員資格を喪失するものとします。

第5条（サービス内容の通知方法）

本サービス内容は、以下のいずれかの、または以下を組み合わせる方法により、会員に通知されるものとします。

1. 当社が発行する広報誌、パンフレット等の媒体
2. 当社がホームページにて提供する情報
3. 上記に準じ当社が提供する情報

第6条（利用方法）

1. 利用者は、本規約および付随する規定（以下「利用規約等」といいます。）に従い、自らの責任と負担により本サービスを利用するものとします。利用内容については第5条に定める方法により通知された内容とします。
2. 本サービスの提供を受けようとする場合には、告知された内容にしたがって利用するものとします。なお、本サービスの利用受付は24時間年中無休ですが、本サービスの提供時間は内容によって異なります。
3. 当社および運営会社は、当社・運営会社に帰責事由があった場合を除き、前項の利用規約にかかわるトラブル等については一切責任を負わず利用者は当該トラブル等を自己の負担と責任でその紛争の一切を解決するものとします。
4. 以下の場合には本サービスの対象外といたします。
 - (1) ガス機器にかかわる作業。
 - (2) 30分を超える作業を要する場合の作業。
 - (3) 特殊技術または特殊工具を必要とすると同業他社が行う類似の対象事象との比較によって合理的に判断できる作業。（例）トイレの高圧洗浄や便器脱着など。
 - (4) 共用部分に起因する不具合。
 - (5) 請負契約、売買契約等に付随するアフターサービス対象や、他業者の施工・設置に起因する不具合。
 - (6) 高所作業にかかわる足場設置費用および作業。
 - (7) 部品交換が発生する場合の交換部品代および作業。
 - (8) 不具合箇所の部品交換・本体交換・器具設置による処置が必要な場合に、当該部品交換・本体交換・器具設置をせずに同一箇所で不具合が発生した場合の2回目以降の作業。
 - (9) その他多額の費用を要する、技術的に容易ではない等の作業。
 - (10) 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態の際の作業。
5. 本サービスにおいて、賃貸物件等の当該物件の所有者以外の入居者が会員である場合、設備の交換等の作業が必要なケースについては、所有者の了解の上での対応となります。尚、所有者への了解は会員が得るものとします。

第7条（内容の変更・中止等）

1. 当社は、本サービスを予告なく変更できるものとし、その内容はホームページにて公開します。
2. 当社は、経済情勢の変動もしくはサービス提供が困難となる等の事情が発生した場合には、利用者の承諾または利用者への事前通知なく第2条に定める内容を変更し、または提供の全

部ないしは一部を中止・変更できるものとします。また、以下の場合、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 震災・火災・豪雨・洪水・津波・噴火・戦争・騒乱・労働争議。
- (2) システム障害・停電
- (3) 本サービスに関わるシステムの定期的または緊急に行う保守・点検。
- (4) 第2条2項に定める運営会社が以下の事態になったときまたは代替の運営会社を選定できない正当な事由があるとき。
 - ①解散決議、仮差し押さえ決定、仮処分決定がなされたとき。
 - ②強制執行、破産、特定調停、民事再生手続き、特別精算、会社更生等の申し立てがなされたとき。
 - ③公租公課滞納処分、手形小切手の不渡り処分、銀行取引停止処分等がなされたとき。
 - ④その他業績が悪化し、またはそのおそれがあると認められる事由が生じたとき。

第8条（会員および会員の同居人の義務）

会員は、次の義務を負います。会員の同居人が本サービスを利用する場合、会員と同等の義務を負うことを会員の同居人に承諾させるものとします。

1. 利用規約等により提示された事項を遵守すること。
2. 本サービスを利用資格のない第三者に提供しないこと。
3. 本サービスを営業行為等、他の目的に使用しないこと。
4. 本サービスの利用特権を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。
5. 本サービスの秩序を乱す行為をしないこと。
6. 法令に反し、または違反のおそれのある行為あるいは、本サービスの円滑な運営に支障をきたすような行為をしないこと。

第9条（会員資格の喪失）

会員が以下の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適格者と認めた場合には、当社は何らかの通知、催告を要せずして会員資格を喪失することができ、運営会社に会員登録を抹消させることができるものとします。

1. 第三者が利用資格を偽り、本サービスの申し込みを行うことを明示・黙示を問わず了承した場合。
2. その他、当社および運営会社が会員として不適切と判断した場合。

第10条（利用規約等の変更）

当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、利用者の上承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、変更された規約は、本サービスのホームページ上でご確認いただけます。

第11条（損害賠償）

会員および利用者が利用規約等に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社および運営会社に損害を与えた場合、当社および運営会社は会員および利用者に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。

第12条（免責事項）

1. 利用規約等、ホームページおよび第5条に定める情報の通知方法による利用方法等の違反等利用者の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当社および運営会社は、その責めを免れるものとします。
2. 本サービスの利用の際に過失等、本サービスの提供を行う当社および運営会社以外の者の責めに帰すべき事由により生じた損害、利用者の本サービスの利用の際によって生じた第三者とのトラブル等については、当社および運営会社はその責めを免れるものとします。

第13条（個人情報の取り扱い）

当社のガスまたは電気のご契約で取得した個人情報については、本サービス提供上必要な範囲内において、業務委託先である運営会社が本サービスを提供するために利用します。

第14条（管轄裁判所）

本サービスに関し訴訟の必要性が生じた場合は、当該物件の所在地を管轄する前橋地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上